

令和2年度第1回南砺市子ども・子育て会議次第

日時：令和2年7月27日（月）午後2時

場所：南砺市役所別館 3階大ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 会長・副会長の選出

4 報告事項

- (1) 令和2年度の利用定員と認可定員について 資料1
- (2) 令和元年度 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績について 資料2
- (3) 令和元年度 次世代育成支援施策展開の進捗状況について 資料3

5 協議事項

第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画について 「計画書」・「概要版」

- (1) 施策の体系・施策の展開について（「計画書」第3章、第4章）
- (2) 子ども・子育て支援の事業展開について（「計画書」第5章）

6 その他

7 閉 会

南砺市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日

NO.	役職	氏名	性別	団体名など	備考
1		石黒 公一	男	南砺市PTA連絡協議会会長	新
2		磯辺 文雄	男	公募	
3		今井 幸代	女	南砺市中学校校長会(井口中学校校長)	新
4		上坂 紀子	女	公募	新
5		宇野 雪江	女	南砺市民生委員児童委員協議会	新
6		大河原 晴子	女	公募	新
7		唐嶋 田鶴子	女	南砺市幼稚園代表(認定こども園福野青葉幼稚園園長)	新
8		北川 英美	女	南砺市幼稚園保護者代表(認定こども園福光青葉幼稚園)	新
9		北清 俊一	男	南砺市商工会事務局長	
10		齊藤 優華	女	認可外保育施設代表(寺子こどもえん)	
11		定司 博子	女	放課後児童クラブ代表(アルカスクラブ)	新
12		竹中 友佳子	女	子育て支援センター代表(喜志麻保育園内)	新
13		永井 節子	女	南砺市母子保健推進員連絡協議会	新
14		中川 加夜子	女	南砺市保育士会代表(福光東部かがやき保育園)	
15		野原 浩昭	男	南砺市小学校校長会(井波小学校校長)	新
16		鉢鑑 圭伸	男	南砺市保育園保護者代表(上平保育園)	新
17		前田 啓子	女	公募	新
18		三谷 直樹	男	南砺市地域づくり協議会連合会	
19		山田 政寛	男	南砺市生涯学習連絡協議会会長	

(50音順・敬称略)

事務局	松本 謙一	教育長	
	村上 紀道	教育部長	
	河原 洋子	地域包括医療ケア部保健センター所長	
	溝口 早苗	こども課長	新
	吉岡 亘	こども課主幹・保育園係長	
	山田 真由美	こども課主幹	新
	荒井 昌宏	こども課副主幹・子育て支援係長	新

○南砺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日
条例第 37 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)
第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、南砺市子ども・
子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をい
う。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に係る団体から推薦を受けた者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員
の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選に
より定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議が開く会議(以下この条において「会議」という。)
は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議
長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、そ
の意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を分掌させ
る必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、南砺市教育委員会教育部こども課にお
いて処理する。

(運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(招集の特例)

3 最初の子ども・子育て会議が開く会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日条例第 7 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

令和2年度の利用定員と認可定員について

No.	公 私 別	施設名	令和2年度利用定員					令和 2年度 定員 変更	(参考) 認可定員関係					
			利用定員						平成 31年度 認可定員	平成31年 4月1日 児童数	令和2年 3月31日 児童数	令和 2年度 認可定員	令和2年 4月1日 児童数	令和3年 3月31日 児童数
			1号 3歳～5歳	2号	3号		人							
					1～2歳	0歳								
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	公	城端さくら保育園	200	/	120	65	15	○	265	178	191	200	166	178
2	公	平みどり保育園	30	/	18	9	3	○	40	24	25	30	16	17
3	公	上平保育園	30	/	21	7	2		30	17	20	30	18	21
4	公	利賀ささゆり保育園	20	/	13	5	2		20	10	13	20	12	12
5	公	山野保育園	65	/	45	16	4		65	41	46	65	46	54
6	公	井口保育園	45	/	29	12	4		45	37	40	45	36	41
7	公	福野ひまわり保育園	220	/	135	70	15		220	175	191	220	168	180
8	公	福野おひさま保育園	230	/	145	70	15		230	217	233	230	204	218
9	公	福光どんぐり保育園	220	/	150	60	10		220	183	201	220	175	194
10	公	福光南部あおぞら保育園	80	/	50	23	7		80	78	84	80	68	70
11	公	福光東部かがやき保育園	160	/	100	45	15	○	220	142	144	160	123	136
12	私	喜志麻保育園	60	/	0	46	14	○	75	56	78	60	49	69
保育所計			1,360	/	826	428	106		1,510	1,158	1,266	1,360	1,081	1,190
13	公	保育所型認定こども園 井波にじいろ保育園	230	20	135	60	15		230	194	213	230	190	208
14	私	幼保連携型認定こども園 福野青葉幼稚園	95	25	35	33	2		95	90	107	95	101	108
15	私	幼保連携型認定こども園 福光青葉幼稚園	65	15	35	14	1	○	55	53	67	65	62	66
認定こども園計			390	60	205	107	18		380	337	387	390	353	382

教育・保育施設の「定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・利用者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、※「認可定員の範囲内で定める定員」のことです。

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき南砺市が定めますが、設定に際しては、子ども子育て会議での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法に規定されています。

2 認可定員について

認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については富山県が認可を行い、地域型保育事業については南砺市が認可を行います。

教育・保育施設の認可定員の考え方(定員弾力化の定め)

- ① 児童の全体的な増減状況を十分に把握し、市町村ごとの定員充足率は概ね90%をめどとする。
- ② 「定員充足率が80%未満となる保育所」については、定員の見直しを検討する。
- ③ 連続する過去2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均定員充足率（当該年度内における各月の初日の在所人数の総和を各月の初日の許可定員の総和で除したもの）が120%以上の保育所は、原則として定員の見直しを行う。

認定区分について

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

令和元年度 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績について

1 子ども人口の推計

子ども人口の推計

	実績値			当初計画推計値				
	平成30年	平成31年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～11歳	4,143	4,060	3,909	4,323	4,208	4,066	3,935	3,950
0歳	291	284	251	285	277	264	253	263
1歳	286	302	286	305	296	288	275	296
2歳	314	293	296	337	306	297	289	302
3歳	331	322	293	325	335	304	295	299
4歳	342	332	325	335	325	335	304	322
5歳	342	350	333	370	335	325	335	333
0～5歳	1,906	1,883	1,784	1,957	1,874	1,813	1,751	1,815
6歳	334	340	348	345	374	339	329	348
7歳	368	335	339	398	346	375	340	340
8歳	337	375	334	394	400	348	377	338
9歳	394	338	374	399	392	398	346	374
10歳	393	394	337	422	400	393	399	340
11歳	411	395	393	408	422	400	393	395
6～11歳	2,237	2,177	2,125	2,366	2,334	2,253	2,184	2,135

資料：平成30～令和2年（実績値）は、住民基本台帳（各年3月31日）より
平成28年以降（推計）は、住民基本台帳からコーホートセンサス変化率法※による推計（各年3月31日）

※コーホートセンサス変化率法…人口推計の手法の一つであり、同年に出生したグループ（コーホート）それぞれの過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その変化率を人口推計の基準年となる人口の各コーホートに掛けて将来の人口を算出する方法です。

〈考察〉 子どもの人口（0～11歳）の実績値は年々減少しています。令和2年の当初計画推計値と比較すると、出生児数の減少や転出等により、0歳では12人、1歳では10人減少しており、全体でも41人減少しています。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の令和元年度実績について

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設です。基本的に幼稚園・保育園を利用することに違いはありません。

教育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）			当初計画推計値（人）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①推計利用者数	90	111	127	92	91	87	86	84
1号認定	46	53	53	52	52	48	47	45
2号認定	44	58	74	40	39	39	39	39
②提供量	114	114	114	100	100	100	100	100
差異（②－①）	24	3	-13	8	9	13	14	16
【参考】市外施設	3	1	2	3	3	3	3	3

〈考察〉 認定こども園の需要が高くなってきており、2号認定の人数が年々増加する傾向にあります。このため、令和元年度の利用者数は、令和元年度の当初計画推計値を大幅に上回っています。

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育施設）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者に代わり保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。また、地域型保育施設とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

保育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）			当初計画推計値（人）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①推計利用者数	1,506	1,548	1,508	1,629	1,598	1,528	1,478	1,428
2号認定	909	889	869	954	939	908	878	850
3号認定（0歳）	129	156	146	128	124	121	116	111
"（1・2歳）	468	503	493	547	535	499	484	467
②提供量	1,705	1,720	1,720	1,750	1,750	1,680	1,630	1,580
差異（②－①）	199	172	228	121	152	152	152	152
【参考】市外施設	2	6	6	25	25	25	25	25

〈考察〉 平成29年度から平成30年度にかけては、増加傾向にあったが、令和元年度の利用者数は、出生児数の減少により、就学前児童数が減少していること等から、2号認定、3号認定（0・1・2歳）ともに人数が減少しています。

(3) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業実施か所数

	実績（か所）			当初計画推計値（か所）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施か所数	1	1	1	1	1	1	1	1

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

※子育て支援センター：公立保育園等併設施設（8か所）

城端地域「さくらんぼ」
井波地域「きらきら」「なかよし広場」
福野地域「たんぼぼ」「あっぷる」
福光地域「にここ」「コスモス」「ほほえみ（業務委託）」
私立喜志麻保育園に併設している「びよびよ広場」

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績（人回）			当初計画推計値（人回）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間総利用数	18,542	17,547	12,575	20,464	19,931	19,352	18,729	18,084
②提供量	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
差異（②－①）	3,958	4,953	9,925	2,036	2,569	3,148	3,771	4,416

〈考察〉 出生児数の減少や、低年齢児（0・1・2歳児）の保育園等への入園が増加し、子育て支援センター利用対象者（未就園児）数が減少しているため、年々減少する傾向にあります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年3月の1ヵ月間休所したことにより、さらに減少しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）			当初計画推計値（人）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間実利用者数	283	264	252	310	310	310	310	310
②提供量	282	264	252	310	310	310	310	310
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0	0	0

〈考察〉 令和元年度の乳児家庭全戸訪問対象者268名であり、訪問率は94.0%です。100%を目指すものでありますが、他市町村への里帰りが長期にわたるケースが増加傾向であり、期間中に訪問できないケースがあります。このケースについては電話での状況確認や南砺市に母子が戻ってから健診等での状況把握を行っています。また、訪問を拒否し、来所相談を希望するケースも増えています。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）			当初計画推計値（人）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間実利用者数	28	55	80	50	50	50	50	50
②提供量	40	65	129	50	50	50	50	50
差異（②－①）	12	10	49	0	0	0	0	0

〈考察〉 産婦健康診査事業が平成29年9月から開始になったことにより、産後間もない母の育児に対する不安やうつ状態に対し、医療機関との連携が増えたため情報提供量が増えています。また、情報提供を受けたケースは訪問することが原則のため、利用者数も増えています。

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）			当初計画推計値（人日）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間総利用数	4,273	4,085	3,782	6,675	6,455	6,119	5,941	5,765
1号認定	2,110	2,422	2,709	1,284	1,259	1,179	1,142	1,112
2号認定	205	132	62	3,229	3,083	2,929	2,852	2,766
上記以外	1,958	1,531	1,011	2,162	2,113	2,011	1,947	1,887
②提供量	9,238	9,238	9,238	9,834	9,238	9,238	9,238	9,238
差異（②－①）	4,965	5,153	5,456	3,159	2,783	3,119	3,297	3,473

〈考察〉 出生児数の減少や、低年齢児（0・1・2歳児）の保育園等への入園が増加し、一時預かりの需要が減っているため、総利用者数は、年々減少傾向にあります。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

延長保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）			当初計画推計値（人）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間実利用者数	661	660	573	211	206	196	190	184
②提供量	661	660	573	270	270	270	270	270
差異（②－①）	0	0	0	59	64	74	80	86

〈考察〉 新制度への移行に伴い、早朝7時～8時、夕方4時～6時の保育も延長保育とされることになったことにより、保育短時間認定の利用が当初計画推計値よりも大幅に増加しています。

(9) 病児保育事業

病児や病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師・保育士が一時的に保育等を行う事業です。

病児保育事業には、(1)病気になった病児に対応する「病児保育」(2)病気回復期の児童に対応する「病後児保育」(3)保育園等に来て体調が悪くなった「体調不良児」に対応する3つの事業があります。南砺市では、(1)「病児保育」を令和元年10月から南砺市民病院内で実施しています。

病児保育事業※の年度別見込量と提供量

	実績（人日）			当初計画推計値（人日）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間総利用数	1,396	1,504	1,556	268	262	250	242	234
②提供量	3,278	3,278	3,518	3,278	3,874	3,874	3,874	3,874
差異（②－①）	1,882	1,774	1,962	3,010	3,612	3,624	3,632	3,640

※年間総利用者数は、(1)病児保育、(2)病後児保育、(3)体調不良児の利用者数の合計

〈考察〉 平成28年度より、看護師の常駐している公立保育園6園で、体調不良児に対応する国の補助事業を実施し、実績として計上していることにより、当初計画推計値よりも大幅に増加しています。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な妊娠・出産を迎えられるよう、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票（14回分）を交付しています。

妊婦健康診査の年度別受診票交付者見込数及び受診率

	実績（人／％）			当初計画推計値（人／％）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間交付者数 （実人数）	302	281	262	350	350	350	350	350
妊婦健康診査 受診率	85.7	82.3	81.1	83.0	84.0	85.0	86.0	87.0

〈考察〉

- ・妊娠届出と14回の受診が年度をまたぐことがあるため、妊娠届出数に波があると受診率に影響が出ます。
- ・平成26年度当時、課題となっていた妊娠12週以降の届出者は減少傾向ですが、不妊治療からの妊娠で、確実な妊娠を確認するために届出が遅れるといったケースも見られます。
- ・14回目の健診を受ける方は全体の20％程度であり、正期産（妊娠37週～40週）であっても妊婦健診受診票14回分すべてを使わないケースもあります。

(11) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の年度別見込量と提供量

	実績（件）			当初計画推計値（件）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間総利用数	514	259	259	30	30	29	27	26
②提供量	514	259	259	50	50	50	50	50
差異（②－①）	0	0	0	20	20	21	23	24

〈考察〉 本事業は、子育て家庭のニーズに沿いながら利用しやすい対応を行ってきたことにより、当初計画推計値よりも大幅に増加しています。
平成29年度から30年度にかけ利用数が半減していますが、放課後児童クラブの延長制度を設けたため、本事業での利用数が減少したものです。

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績（人）			当初計画推計値（人）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①年間実利用者数	398	383	407	363	359	355	351	347
小学1～3年生	294	288	301	270	267	264	261	258
小学4～6年生	104	95	105	93	92	91	90	89
②提供量	398	383	407	365	365	365	365	365
小学1～3年生	294	288	301	275	275	275	275	275
小学4～6年生	104	95	105	90	90	90	90	90
差異（②－①）	0	0	0	2	6	10	14	18

〈考察〉 当初計画推計値よりも実績人数が増加しています。平成28年度までに計画前より3箇所の放課後児童クラブを増設し、ニーズに対応できるよう受入人数拡大の整備を図ってきたことにより、必要性の高い低学年へ十分提供できる体制になっています。

■ 令和元年度 次世代育成支援施策展開の進捗状況について

第1期南砺市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）は、5つの基本目標と154事業から構成されていました。5年間の施策進捗評価として、「目標を達成した」A評価が82事業（53.2%）、「順調に進捗している」B評価が61事業（39.6%）、「取り組みの強化が必要」なC評価が6事業（3.9%）、「停滞している」D評価が2事業（1.3%）、「事業終了」が3事業（1.9%）となりました。

停滞している事業は、基本目標Ⅱ(1)「地域における子育て支援」の中の「児童支援サービス事業(シルバー人材センター事業)」と「商店街の空き店舗を利用した子育て支援事業の推進」の2事業です。

基本目標Ⅰ(2)「子育て家庭への経済的支援」の中の「チャイルドシート購入事業」と、基本目標Ⅱ(1)「地域における子育て支援」の中の「子育てサロンの充実(社会福祉協議会)」は平成27年度末に、基本目標Ⅲ(1)「職業生活と家庭生活の両立」の中の「女性の雇用機会の拡大(女性起業塾事業)」は平成30年度末に事業を終了しました。

基本目標	事業数	評価A	評価B	評価C	評価D	事業終了
計画全体	154	82 53.2%	61 39.6%	6 3.9%	2 1.3%	3 1.9%
I 子どもの育ちを支え、安心して成長できるまちづくり	43	26 60.5%	15 34.9%	1 2.3%	0 0.0%	1 2.3%
(1) 多様な生涯学習の推進	19	13	5	1	0	0
(2) 子育て家庭への経済的支援	12	7	4	0	0	1
(3) 子どもが健全に育つ環境づくり	12	6	6	0	0	0
II 人と人との絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	32	19 59.4%	9 28.1%	1 3.1%	2 6.3%	1 3.1%
(1) 地域における子育て支援	14	6	4	1	2	1
(2) 要保護自動等への対応などきめ細やかな取り組みの推進	18	13	5	0	0	0
III 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり	17	9 52.9%	7 41.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%
(1) 職業生活と家庭生活の両立	17	9	7	0	0	1
IV 南砺の風土、自然、文化のなかで、子どもたちが健やかに育つまちづくり	37	20 54.1%	15 40.5%	2 5.4%	0 0.0%	0 0.0%
(1) 母性と乳幼児等の健康の確保	22	9	11	2	0	0
(2) 子ども達の心身の健やかな成長に資する環境の整備	15	11	4	0	0	0
V 地域のやさしいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり	25	8 32.0%	15 60.0%	2 8.0%	0 0.0%	0 0.0%
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	18	7	9	2	0	0
(2) 子ども等の安全の確保	7	1	6	0	0	0

※複数の基本目標に重複して掲載している事業は、最初に掲載された基本目標に計上しています。

【 評価区分 】

A = 目標を達成した 、 B = 順調に進捗している 、 C = 取り組みの強化が必要 、 D = 停滞している